

「船舶設備規程」等の一部改正に関するパブリックコメントについて

平成 20 年 10 月
海事局運航労務課
安全基準課
検査測度課

1. 経緯

海難事故の防止と海上の人命の安全確保等を目的とした国際ルールとして、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS 条約」という。)が策定され、その後、海難の発生状況その他の社会情勢の変化に対応するため、国際海事機関(IMO)において、適宜改正等の審議が行われている。

そのひとつとして、平成 18 年 5 月に開催された IMO 第 81 回海上安全委員会(MSC81)において、船舶長距離識別追跡装置(Long-Range Identification and Tracking system. 以下「LRIT」という。)の導入のための 1974 年 SOLAS 条約附属書第 V 章の改正案が採択されている。

LRIT は、GPS から得た船舶の位置情報及び ID を、衛星通信システム(インマルサット C 等)を用いて定期的に締約国に提供することにより、遠洋航行中の船舶の動静把握を可能とするシステムであり、船舶のセキュリティの向上、搜索救助への活用等を目的としている。

本条約附属書の改正により、国内法令で担保する必要があるため、船舶設備規程等について以下の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)の一部改正

①以下の船舶に対して、LRIT 搭載要件を規定する。(第 146 条の 29 の次に新設)

国際航海に従事する旅客船

国際航海に従事する 300GT 以上のその他の船舶(もっぱら漁ろうに従事する船舶を除く)

※平成 20 年 12 月 31 日までに建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の船舶設備規程の規定に関わらず、当該船舶について平成 20 年 12 月 31 日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、従前の例によることが出来る。

②非常電源から給電される設備として LRIT を追加する。(第 299 条及び第 300 条の一部改正)

(2) 海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部改正

①SOLAS 条約に基づく証書の様式に、LRIT に関する項目を追加する。

②各種証書、申請書に、建造契約が結ばれた日及び引き渡しが行われた日に関する項目を追加する。

(3) 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部改正

○船長に対する、船上における LRIT の常時作動義務等を規定する。(第 3 条の 16 の次に新設)

(4) 航海用具の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十二号)の一部改正

○船舶に搭載する LRIT が満たすべき性能要件を規定する。(第 24 条の次に新設)

(5) 航海に関する記録を定める件(平成十四年国土交通省告示第五百三十九号)の一部改正

○LRIT 停止時における記録すべき事項を規定する。(第 2 項第 4 号 2 の次に新設)

3. スケジュール(予定)

公布 : 11 月下旬

施行日 : 11 月下旬